

韓国市場における二次交通を活用した県内広域周遊促進事業企画提案仕様書

1 事業名

韓国市場における二次交通を活用した県内広域周遊促進事業（以下「本事業」という。）

2 事業の趣旨・目的

韓国・仁川国際空港-仙台空港間の定期便の維持及び本県へのチャーター便誘致を推進するためには、韓国市場からの更なるインバウンド誘客の拡大が重要である。このため、韓国市場における主流の旅行形態であるFIT（個人旅行）に着目し、バスや鉄道等の二次交通を活用した県内広域周遊を促進することを目的として、韓国市場に影響力を有するインフルエンサーを招請し、SNSを活用した情報発信を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

4 委託業務の範囲（提案必須項目）

以下の各項目について、具体的かつ実現可能な内容を提案すること。なお、本業務の実施に必要な企画、調整、手配、運営、報告等の関連業務及び付随業務一式を委託業務の内容に含むものとする。

（1）インフルエンサー選定

韓国語による情報発信を主として行う韓国人インフルエンサーを1名以上選定すること。なお、インフルエンサーは韓国在住者に限らず、日本在住者も可とする。企画提案時には、起用予定者の氏名又は活動名、フォロワー数及び属性、過去の実績及び選定理由を明示すること。また、選定するインフルエンサーは、以下の条件を全て満たすものとする。

- ・韓国市場における訪日旅行関心層、特に20代から40代のFIT層への訴求力を有すること。
- ・継続的な情報発信の実績を有し、十分なエンゲージメントが見込まれること。

（2）招請行程

招請時期は令和8年10月とし、滞在期間は3泊4日以上とする。行程は仙台空港を発着地とし、県内4地域（村山、最上、置賜、庄内）のうち、2地域以上を訪問する内容とすること。また、行程には、バス及び鉄道を中心とした二次交通を活用した広域周遊旅行の魅力が伝わる内容を組み込むこと。なお、広域周遊ルートには、公共交通機関を補完する移動手段として、タクシーを組み込むことができるものとする。ただし、タクシーは、移動時間が過度に長くない区間又は容易に利用できる地域若しくは区間に限るものとする。また、取材効率及び安全な事業運営を確保するため、実際の移動手段については専用車を使用することができる。

（3）招請手配

円滑な招請の実施のため、次に掲げる招請手配及びこれに付随する業務を行うこと。

- ・被招請者の選定に係る連絡調整及び手続等を行うこと。
- ・被招請者の旅行手配について、被招請者の居住地から本県までの往復に要する交通費、本県内の移動に要する交通費、宿泊費、食事代及び施設入場料等を計上すること。
- ・事前に取材許可及び見学費の減免許可等を得ること。

- ・事業目的の達成にふさわしい通訳及び添乗員を手配し、当該通訳及び添乗員に要する経費（交通費、宿泊費、食事代及び施設入場料等）を計上すること。（通訳と添乗員は兼務でも構わない）

（４）情報発信の内容

情報発信はFIT層への訴求を前提とし、本県の観光資源の魅力に加え、バスや鉄道等の二次交通を活用した広域周遊旅行の魅力が伝わる内容とすること。また、交通手段、乗換方法、所要時間、利用方法及び周遊ルート等について、旅行者が実際の旅行をイメージできる内容を含めること。

（５）発信時期及び投稿数

令和８年10月中に情報発信を行うこと。なお、招請期間中に訪問した内容について、招請行程１日当たり、写真投稿及びショート動画投稿をそれぞれ１回以上実施すること。ショート動画については、韓国市場におけるターゲット層への訴求効果を踏まえ、媒体特性に応じた効果的な動画の長さ、サイズ及び投稿方法を提案すること。また、全行程のショート動画を編集し、ダイジェスト動画として作成・投稿を行うこと。

（６）情報発信方法

情報発信は、インフルエンサーが保有するSNSアカウントを活用して実施すること。媒体の選定に当たっては、ターゲット層への訴求効果が高い媒体を活用することとする。なお、複数のSNSアカウント（Instagram、X、TikTok等）を保有する場合は、可能な限りそれら複数のアカウントで投稿するよう配慮すること。

（７）目標値及び効果測定

本業務における情報発信の目標値（リーチ数、インプレッション数、エンゲージメント数、動画再生数等）を設定すること。また、情報発信開始日から２か月経過後に投稿ごとの実績を集約し、目標値との比較分析を行うとともに、今後の韓国市場向けプロモーションに資する考察を取りまとめること。

（８）二次利用

本事業において制作又は投稿された写真、動画及び記事等の成果物については、本県が観光誘客を目的として、ウェブサイト、SNS、印刷物、広告媒体その他の広報媒体において二次利用できるものとする。

（９）実施体制・スケジュール・見積・過去実績

- ・事業管理責任者及び運用担当者の役割分担、人員の体制について明示すること。
- ・本事業を円滑に実施するためのスケジュールを示すこと。
- ・本事業に係る見積経費及びその内訳を明確に示すこと。
- ・過去に自治体等から受託し、実施した海外向けインフルエンサー招請事業又は類似業務の実績を示すこと。
- ・その他委託費内で実施可能な企画提案があれば任意で提案すること。

５ 業務完了報告書等の提出

（１）提出物

以下の２点をPDF形式等での電子メールへの添付により提出すること。

- ① 業務完了報告書（Ａ４版）１部
- ② 業務実施結果報告書（Ａ４版）１部

(2) 提出先

やまがたインバウンド協議会事務局
ykankopro@pref.yamagata.jp

(3) 提出期限

令和9年1月29日（金）

6 留意事項

- (1) 本業務の内容の決定及び遂行にあたり、受注者は発注者と十分に協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合及び本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定する。
- (3) 社会情勢等の影響により実施が困難な内容が生じた場合、発注者、受注者で協議の上、対応方法を決定すること。
- (4) 本業務の再委託については、その業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に限り、当該業務の一部について行うことができる。再委託先は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ・受注者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - ・再委託先社が山形県の入札参加業者適格者名簿における指名停止期間中で無いこと。
- (5) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (7) 上記に関わる明示がない事項であっても社会通念上当然と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。